

北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用が始まります

内閣府・気象庁は、12月16日(金)から日本海溝・千島海溝周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震発生後1週間程度はさらに大きな地震が発生することへの注意を促すため「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信します。

〈後発地震とは〉

先に発生した地震（先発地震）以降に、引き続いて発生するおおむねマグニチュード8クラス以上の大規模地震で、東日本大震災もこれに該当します。

〈後発地震への備え〉

- すぐに逃げ出せる態勢での就寝
- 非常持出品の常時携帯
- 緊急情報の取得体制の確保
- 想定されるリスクから身の安全の確保
- 日頃からの備えの再確認



問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441

東日本大震災 災害義援金を追加交付します

交付時期 12月23日(金)～順次

対象 第3次配分金の追加配分金の交付対象者（死亡、住家の全壊・半壊）

※登録済みの口座へ入金するため、申請は不要です。ただし、この1年間で受取人が死亡、または受取口座を変更した場合は、ご連絡ください

義援金の金額 ・死亡または行方不明見舞金＝対象者1人当たり2,150円

・住家損壊等見舞金（居住している住居が全壊）＝1世帯当たり2,150円

・住家損壊等見舞金（居住している住居が半壊）＝1世帯当たり1,650円

連絡・問い合わせ 市地域福祉課 地域福祉係 ☎22-0177

「鉄の学習」成果を全国に発信

市内小中学校では、鉄のまちの歴史を知り、先人たちの技術やものづくりの大切さを通して郷土を学ぶ「鉄の学習」が行われています。11月19日、岐阜県恵那市で行われた「子ども囀鳴フォーラムin恵那」で甲子中2年生の4人が登壇し、その成果を発表しました。

釜石の製鉄の歴史やたたら製鉄体験について発表し「鉄の学習が終わった今では、釜石というまちに誇りを感じるようになった。先人の方々の苦勞や結束の上に自分たちがいると思うと、今まで以上に頑張りたいという気持ちが湧く。自分にも何かができるかもしれないという意欲が湧く。これからも、釜石で生まれ育っていることを大切にしていきたい」とまとめると、会場から大きな拍手が送られました。

囀鳴フォーラム（子ども囀鳴フォーラム）

全国各地のふるさとの先人を、まちづくり・人づくり・心そだてに生かすために毎年開催しているイベント。釜石市の先人は近代製鉄の父・大島高任です。

youtube
「恵那市公式チャンネル」



甲子中生徒の発表は55:00～



左から浅田桜子さん、木村一花さん、島中風薫さん、千葉結奈さん

問い合わせ 市文化振興課 芸術文化係 ☎27-7567



4月保育所入所（2回目）の申し込みを受け付けます

募集期間 1月4日(水)～31日(火) 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

- 対象
- ①第1回目（令和4年11月1日～30日）の申し込みができなかった人
 - ②市外に転出予定で、転出先で保育所入所を希望する人
 - ③2月28日(火)までに市外から転入予定で、保育所への入所を希望する人
- ※3月以降に転入予定の人は、現在お住まいの市町村で手続きしてください
※第1回目で申し込んだ人は、手続き不要です

申し込み 「教育・保育給付認定申請書（兼入所申込兼現況届）」に必要事項を記入し、保育の必要性を証明する書類を添えて市子ども課へ提出してください。申請書と添付書類は、市子ども課に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます



市のホームページ

問い合わせ 市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

体罰によらない子育てのために

令和2年4月から施行された児童福祉法等改正法では、親権者などが児童のしつけで、体罰を加えてはならないことが法定化されました。この改正は、体罰をした親を罰するのではなく、体罰によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です

なぜ体罰はいけないの？

体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。親は「愛のむち」のつもりでも子どもには目に見えない大きなダメージを与えます

一人で抱えず相談してください

身の回りで気になる子どもがいたり、自分の子育てに悩んでいる人は、まずはお相談ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル ☎189 「いちはやく」

相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 「いちはやく おなやみを」
（全国共通、通話料無料、お住いの地域の児童相談所につながります）

市子ども課 ☎22-5121



市のホームページ
体罰によらない子育てのためのポイントを掲載しています

宮古児童相談所巡回相談を実施します

子どもの養育や療育についての助言・指導の他、必要に応じて心理学的判定を行います。

日時 1月10日(火)10時～15時

会場 市保健福祉センター9階

申込方法 電話または窓口でお申し込みください

申込期限 12月27日(火)

申し込み・問い合わせ 市子ども課 子ども福祉係 ☎22-5121